

新	旧
<p>約款・規定集</p> <p>証券取引約款</p> <p>(第1条～第6条 省略)</p> <p>第7条 (本人確認書類及び届出事項) (第1項 個人のお客様の場合 省略)</p> <p>《法人のお客様の場合》(下記書類のすべて)</p> <p>(1) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 <u>(発行日から3ヶ月以内のもの)</u></p> <p>(2) 法人番号指定通知書又は法人番号印刷書類</p> <p>(3) 日米租税条約表明文書</p> <p>(4) 代表者の本人確認書類 <u>1種類以上</u> (下記に記載する書類)</p> <p>(5) 取引担当者の本人確認書類 <u>2種類以上</u> (下記に記載する書類)</p> <p>※取引担当者と代表者が同一人である場合は、<u>本人確認書類2種類以上</u>をご提出ください。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>➤ 個人番号カード</p>	<p>約款・規定集</p> <p>証券取引約款</p> <p>(第1条～第6条 省略)</p> <p>第7条 (本人確認書類及び届出事項) (第1項 個人のお客様の場合 省略)</p> <p>《法人のお客様の場合》(下記書類のすべて)</p> <p>(1) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書</p> <p>※ <u>発行日から3ヶ月以内の原本(コピー不可)</u></p> <p>(2) 法人番号指定通知書又は法人番号印刷書類</p> <p>(3) 日米租税条約表明文書</p> <p>(4) 代表者の本人確認書類 (下記に記載する書類)</p> <p>(5) 取引担当者の本人確認書類 (下記に記載する書類)</p> <p>※取引担当者と代表者が同一人である場合は、<u>上記(5)は必要ございません。</u></p> <p><u>(下記、いずれかの方法に記載する書類)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>顔写真付き本人確認書類(※1)</u> ・ <u>顔写真なしの本人確認書類2種類以上(※2)</u> <p><u>(※1)</u></p> <p>➤ 個人番号カード</p>

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 運転免許証 ➤ パスポート（顔写真のページ、住所のページそれぞれが必要となります。<u>なお、2020年2月4日以降に申請されたパスポートは、「所持人記入欄」がないため、原則として本人確認書類としてはご利用いただけません。</u>） ➤ 住民基本台帳カード ➤ 在留カード <p><u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 各種健康保険証（裏面に住所の記載がある場合は裏面も必要となります） ➤ 住民票の写し（発行から3ヶ月以内のもの） ➤ 印鑑証明書（発行から3ヶ月以内のもの） ➤ その他、官公庁から発行され、または発給された書類その他これに類するもので、お客様のご本人確認が可能であるもの <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和2年4月28日 改訂</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 運転免許証 ➤ パスポート（顔写真のページ、住所のページそれぞれが必要となります） ➤ 住民台帳基本カード ➤ 在留カード <u>など</u> <p><u>(※2)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 各種健康保険証（裏面に住所の記載がある場合は裏面も必要となります） ➤ 住民票の写し（作成・発行から3ヶ月以内のもの） ➤ 印鑑証明書（作成・発行から3ヶ月以内のもの） ➤ その他、官公庁から発行され、または発給された書類その他これに類するもので、お客様のご本人確認が可能であるもの <p>(以下、省略)</p>
---	---

信用取引口座約款	信用取引口座約款
<p>(第 1 条～第 10 条 省略)</p> <p>第 11 条 (代用有価証券の取扱い)</p> <p>1. お客様は、当社でお預かりするお客様の株券 <u>(外国株を含みます)</u>、ETF (上場投資信託) 及び REIT (不動産投資信託)、ETN (上場投資証券) について、当社が代用有価証券として不適格と判断したものを除き、すべて代用有価証券として差し入れるものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和 2 年 4 月 28 日 改訂</u></p>	<p>(第 1 条～第 10 条 省略)</p> <p>第 11 条 (代用有価証券の取扱い)</p> <p>1. お客様は、当社でお預かりするお客様の株券、ETF (上場投資信託) 及び REIT (不動産投資信託)、ETN (上場投資証券) について、当社が代用有価証券として不適格と判断したものを除き、すべて代用有価証券として差し入れるものとします。</p> <p>(以下、省略)</p>